

政策決定会議設置要綱

(設置)

第1条 市政運営の基本方針及び重要施策等を迅速かつ総合的に決定し、市政を効率的に推進するため、政策決定会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 政策決定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政運営の基本方針に関すること。
- (2) 重要施策、その他市政の重要事項に関すること。
- (3) 新たな施策又は事務事業若しくは複数の部にわたる施策又は事務事業で、所管する部が明らかでないものに関する主管部の決定に関すること。
- (4) その他前条に定める目的を達成するために市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 政策決定会議は、市長、副市長、総合政策部長及び総務部長をもって組織する。ただし、教育委員会事務局に係る案件については、教育長及び教育部長を構成員とする。

2 政策決定会議は市長が招集する。

3 市長が必要と認めるときは、第1項に規定する者以外に政策決定会議に出席を求めることができる。

(議事進行及び庶務)

第4条 政策決定会議の議事進行は、市長もしくは市長の指名を受けた者が行う。

2 政策決定会議の庶務は、総合政策部秘書政策課が行う。

(付議案件)

第5条 政策決定会議に付すべき案件があるときは、政策決定会議案件票(様式第1号)に必要事項を記入し、開催日3日前(休日を除く)までに庶務担当課に提出しなければならない。

(公表)

第6条 庶務担当課は、政策決定会議の終了後速やかに報告書を作成し、市ホームページに掲載する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

政策決定会議 案件票

年 月 日

担当課名 ()

1 案件名

--

2 参加者名

3 提案理由

4 本日の達成目標 (決定を要する事項)

- ①
- ②
- ③

5 議事進行

	内容	種別	所要時間	開始時間	進行者
1		説明			
2		議論			市長
3		決議・総括			市長

6 担当部課及び関係部課

担当部課：

関係部課：

7 現状

8 課題

9 提案事項

①

案	メリット	デメリット	確認が必要な点
1			

10 庁内の今後のスケジュール

関係者	○月○日	○月○ 日	○月○ 日	○月○ 日
○○				
○○		→		
○○		→		

11 議会、その他関係者への対応